

I T 広告規約

(目的)

第1条 本規約は、愛知県トライアスロン協会（以下「当協会」という。）が運営するホームページ上において第三者が広告活動を実施する場合の、取り扱いについて定める。

(広告活動)

第2条 本規約において定める「広告活動」とは、ホームページ上へのバナーの掲載、トップページへのトピックス掲載（協会メールニュースを含む）を指す。なお、個人情報の適正管理の観点から、会員へのダイレクトメールの発信代行は行わないものとする。

(手続き)

第3条 第三者から広告活動を希望する旨の申請があった場合、理事会は以下の項目を総合勘案して承認の可否を判断する。

- ・ 広告主の事業の目的が、当協会の設立目的「トライアスロン競技の普及および振興、トライアスリートの心身の健全な発達に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図る」に資するものであること。
- ・ 広告主の事業品質および安全性が一定以上のものであると認められること。

(期間)

第4条 広告期間は年度単位とし、4月1日から3月31日までとする。年度の途中から広告活動を開始した場合、その有効期間は3月31日までとする。

(料金)

第5条 毎年4月1日から3月31日までを年度単位とし、年間10,000円とする

(解約)

第6条 不適切な広告内容や広告主に生じた事故等により、掲載がふさわしくないと判断した場合には、すみやかに掲載を中止する。なお、その場合であっても掲載料の払い戻しは行わない。

付則

平成28年4月1日制定。